

## 埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画制作・広報業務委託仕様書

この仕様書は企画提案書作成用である。

企画提案競技後、県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った際は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画制作・広報業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和7年3月10日(月)まで

### 3 目的

本県において、より孤独感が高い傾向にある現役世代（20代～40代）を対象に、SNS等で普及啓発用動画を配信することで、孤独・孤立対策の取組への関心を高める。また、「困ったときに支援を求めることは良いこと」というメッセージを発信し、声を上げやすい社会づくりを目指す。

### 4 委託業務の内容

#### (1) 埼玉県孤独・孤立対策に係る普及啓発動画の企画・撮影・制作・広報

孤独・孤立対策の普及啓発を目的とした動画を制作し、SNS等を活用し現役世代に配信すること。

※埼玉県の孤独・孤立対策について（埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイト）

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/kodoku-koritsu/index.html>

#### ア 企画

受託者は、次の（ア）から（ウ）の内容を踏まえて、最適な動画構成、広報手段等を提案すること。最終的には委託者と協議の上、構成等を決定する。

（ア）埼玉県の孤独・孤立対策について、その趣旨が十分に伝わるものであること。

（イ）広報媒体（ウェブサイト、SNSなど）、広告掲載時期、広告回数等について、より孤独感が高い傾向にある現役世代に広く発信できる手段をとること。

（ウ）12月に県庁メタバース空間で開催予定の孤独・孤立対策推進イベントに誘導する内容を含めること。

#### イ 撮影、制作

SNS等で配信する普及啓発動画を撮影、制作する。受託者は、次の（ア）から（エ）を踏まえて、委託者と協議の上、内容を決定するものとする。

（ア）埼玉県の孤独・孤立対策について、その趣旨が十分に伝わるものであること。

（イ）12月の孤独・孤立対策推進イベント終了後も孤独・孤立対策に係る普及啓発ができるよう、イベントへの案内を取り入れた動画とイベント終了後も配信

できる動画の2種類を作成すること。

(ウ) 動画は60秒程度とし、以下のコンテンツを盛り込むこと。

- ・委託者が指定する団体等の取組紹介
- ・埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイト (※) への誘導

※URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/kodoku-koritsu/index.html>

(エ) 制作した動画を、埼玉県ホームページやSNS等への掲載など、埼玉県の孤独・孤立対策に係る普及啓発目的で自由に活用できるものとする。

## ウ 広報

受託者は、次の(ア)から(ウ)を踏まえて、制作した動画を配信する。また、配信結果を分析したレポートを提出すること。

(ア) より孤独感が高い傾向にある現役世代に広く発信できるメディアを選定すること。

(イ) ターゲットに的確に情報を届け、動画の途中で離脱されないよう対策を施すこと。

(ウ) 動画の視聴回数は30万回以上とすること。

## (2) 完了報告書の提出

本業務にかかる報告書をまとめ、委託者に提出すること。

## 5 成果物の納品

受託者は、成果物を委託者へ提出するものとし、提出方法は下記のとおりとする。なお、成果物の納品日の一週間前までに県の確認を受けること。

### (1) 成果物

ア 動画データ (2本。MP4ファイルで納品する。)

イ 配信結果の分析レポート

### (2) 納品先

埼玉県福祉部福祉政策課

### (3) 納品日

ア 動画データ 配信開始日の前日まで

イ 配信結果の分析レポート 令和7年1月31日(金)まで

## 6 成果物に関する権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は埼玉県に帰属する。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 7 業務報告

- (1) 県は、必要があると認めるときは、受託者に対して、受託業務の業務内容の報告を求め、又は、必要な指示をすることができる。
- (2) 受託者は、受託業務の遂行が困難になった場合には、速やかに県に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

## 8 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 本事業における企画提案競技での企画提案書の内容を踏まえて、事業を実施すること。